

たしましては金融業法等におきまして、信託業者が銀行業務の兼営をや

木村勝八郎君
下條 恭兵君

昭和二十三年六月二十五日印刷

昭和二十三年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第十八号

昭和二十三年四月五日(月曜日)午後三時五十六分開会

本日の會議に付した事件

○請願及び陳情に関する小委員選定の件

○政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件(内閣提出、衆議院送付)

○財政法第三條の特例に関する法律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄君) これより委員会を開会いたします。

初めに、先日請願及び陳情に關しまして小委員を設けることに御決議になりました。その人数並びに氏名は委員長に御一任相成つたのでありますが、それを申し上げます。大体第一國會のときの請願及び陳情に關する小委員と同等でよろしいではないかと考えまして、日本社會党では森下政一君、下條恭兵君をお願いいたします。それから民主自由党では西川甚五郎君、黒田英雄でございます。それから民主黨では尾形六郎兵衛君と深川タマユ君、緑風會で伊藤保平君、小林米三郎君、渡辺甚吉君、山内卓郎君、それから共產黨では中西功君、無所属懇談会で川上嘉君、この方々をお願い申し上げたいと思ひます。委員長をどうぞ互選して頂きたいと思ひます。

第十六部 財政及び金融委員会會議録第十八号 昭和二十三年四月五日

本日は先ず政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の特例の法律案、これが衆議院を通過いたしましたので付託に相成りましたので、これの御審議をお願いしたいと思います。これについては先般質疑終了に御決定に相成つておるのでありますから、直ちに討論に移りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方は賛否を明かにして御議論願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

て……。それでは財政法第三條の特例に關する法律案を續いて御審議願ひたいと思ひます。先ず政府の提案の理由の説明を求めるところにいたしたいと思います。

○政府委員(河野一之君) 財政法第三條の特例に關する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。政府は諸般の事情に鑑みまして、近く財政法第三條の規定を施行する予定であります。この第三條の規定は御承知の如く「國が國權に基いて收納する課税金及び法律上又は事実上の独占に關する事業における專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない」と規定してありますが、物價統制令に基いて政府が物價統制に關する相當廣汎な権限を與えられてゐる現狀におきましては、法律の定め、又は國會の議決に基いて定めなければならないものは、一般國民生活に特に密接な關連を有するところの煙草の價格、いわゆる通信料金並びに國有鐵道における旅客及び貨物運賃に限定いたしますことが、この際適當であると考えまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

向この法律案は現在の經濟緊急事態の存続する間に限つて適用せんとする臨時の特例の規定でありますので、この緊急事態の解消いたしました際には、別にその廃止法律を制定するまでもなく、その効力を失ふものとするため、これに關する規定をも設けた次第でございます。何卒御審議の上述べ

に御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) この法案につきましての御質疑は明日にお願いいたします。本日はこの法案はこの程度にいたして置きたいと思ひます。明日は午前十時から開会いたします。そうして御決議を願わなくちやならんと思ひますから、どうぞ皆さんお出でをお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 森下 政一君
伊藤 保平君

委員 木村勝八郎君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
玉屋 喜章君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
尾形六郎兵衛君
木内 四郎君
星 一君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
渡邊 甚吉君

政府委員 (主計局長) 河野 一之君
大藏事務官

四月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財政法第三條の特例に関する法律案（予第三十七号）

財政法第三條の特例に関する法律案

財政法第三條の特例に関する法律

政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三條に規定する價格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は國會の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができる。

一 製造煙草（外國煙草及び輸出用製造煙草を除く）の定價

二 郵便、電信、電話、郵便貯金、郵便爲替及び振替貯金に関する料金

三 國有鐵道（國有鐵道に関する國營船舶を含む。）における旅客及び貨物運賃の基本費率

附則

この法律施行の期日は、その成立の日から十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。この法律は、物價統制令の廃止とともに、その効力を失う。

財政法第三條の規定施行の際現に効力を有するこの法律の本則各号に掲げる定價、料金及び基本費率は、財政法第三條の規定施行の日において、同條の規定に基いて定められたものとみなす。

四月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、証券取引法を改正する法律案（第二十五号）

（尙予備審査のための付託は三月二十三日）

一、政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案（第二十六号）

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求める件（第二十七号）（尙予備審査のための付託は三月三十一日）

証券取引法を改正する法律案（衆議院の修正箇所）

第六十五條 銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價証券の賣買をなし、又は銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て有價証券の賣買をなすのは、この限りでない。

○又は信託契約に基いて信託をなす者の計算においてなすのは、この限りでない。

前項の規定は、國債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証している社債証券その他の債券については、これを適用しない。